

広域連合の計画に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合の第3次広域計画（原案）及び保健事業実施計画（第2期）（原案）に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「第2次広域計画」及び被保険者の健康の保持増進事業のための「保健事業実施計画」が平成29年度末で終了することから、平成30年度からの新たな計画を策定します。

この計画の策定にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

募集案件について

【募集案件】

北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（原案）
北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（第2期）（原案）

【募集期間】

平成29年11月29日（水）～平成29年12月28日（木）（必着）

計画（原案）及び募集要領の閲覧方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ
(<http://iryokouiki-hokkaido.jp/hotnews/detail/00000225.html>) に掲載するとともに、次の問い合わせ先で閲覧できます。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601
豊頃町役場 福祉課保険係
☎574-2214

ご協力を
よろしくお願ひします



問合せ先

福祉課保険係 ☎ (574) 2214

マイナンバーカードの申請方法について

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードは、住民の皆様からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードです。カードのおもて面には御本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されていますので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は…

郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明用写真機から無料でできます。

1 郵便で

- 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2 パソコンで

- デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- 交付申請用のWEBサイト（マイナンバーカード総合サイト）にアクセスします。
- 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



3 スマートフォンで

- スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
- 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



4 証明用写真機で

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



※対応しているまちなかの証明用写真機
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フォト株式会社
富士フイルム株式会社

郵便で申請するとき

差出有効期限切れのマイナンバーカード交付申請用封筒の取扱いについて

「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしているマイナンバーカード交付申請用封筒の差出有効期限が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずにそのまま使用することができます。



※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) をご確認ください。